

岐阜県公報

第二千七百二十一号
平成二十八年二月九日

(火曜日)

目次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知 道路の区域変更 保安林の指定	(治 山 課) (道 路 維 持 課) (下 呂 農 林 事 務 所)	八九 九〇 九〇
特定非営利活動法人の設立認証申請 指定自立支援医療機関の指定 指定自立支援医療機関の変更届出 県営土地改良事業の変更計画の決定	(環 境 生 活 政 策 課) (保 健 医 療 課) (同) (農 地 整 備 課)	九〇 九一 九一 九一

告 示

岐阜県告示第六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
加茂郡白川町黒川字赤原六九〇一、六九〇二、六九一〇
 - 二 指定の目的
水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種を定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十八年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年一月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人可児ミッショ
- 三 代表者の氏名 後藤 香織
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市今渡字杉ノ下一〇二番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、外国にルーツをもつ子どもへの養護と教育を受ける機会の提供を中心とした事業を行い、国籍・民族・言語・文化・宗教の隔てを越えて全ての人が共に生きられる社会の実現に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十八年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
こころ調剤薬局 郡上八幡店	郡上市八幡町稻成三〇一の二三	精神通院	平成 一六・二・一
けやき薬局 岡本店	高山市岡本町二丁目七五の五	同上	平成 一六・二・一
はしもと調剤薬局	各務原市鷺沼西町三丁目二二の二	同上	平成 一六・二・一
谷汲調剤薬局	揖斐郡揖斐川町谷汲名札二二二の二	同上	平成 一六・二・一

(指定訪問看護事業者等)

岐阜県知事 古 田 肇

- 訪問看護ステーション デューン岐阜
- 岐阜市東金宝二丁目一七番地ムラセビル三階北
- 精神通院
- 平成
一六・二・一

指定自立支援医療機関の変更届出

平成二十八年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変 更 年 月 日
中部薬品 今嶺薬局 有限会社 みの調剤薬局	岐阜市今嶺二丁目二八番一五号	精神通院	平成 一七・一〇・一
同上	美濃市中央一〇丁目二六一番地	同上	平成 一六・一・三〇

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十八年二月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社

揖斐川北部地区	施行に係る地区名
揖斐川町役場	縦覧場所
平成二八 ・ 三 ・ 九 から 九 まで	縦覧期間